

常滑市制70周年特別記念事業 「大規模事業」・「中規模事業」募集要項

1. 実施目的

常滑市は1954(昭和29)年に誕生してから、2024(令和6)年で市制70周年を迎えます。市では、記念となるこの節目を市民の皆さまと一緒に祝いし、盛り上げたいと考えています。

そこで、まちづくりの主角となる市民や市民団体などの参加によって、地域の絆を深め、将来のまちづくりや地域の発展につながる事ができる事業を募集します。

2. 基本方針及びキャッチコピー

事業を通じて、第6次総合計画で掲げるまちの姿「とことん住みたい 世界とつながる 魅力創造都市」に近づけるよう、基本方針を設けました。

基本方針	具体的な内容
① 市への誇りと愛着を培う	・ 主体的な市民参画を通じて、市民にもっと市を好きになってもらう。
② 文化や地場産業を大切にする	・ 常滑の文化や地場産業について、世代や国籍を問わず体感し学んでもらう。
③ 子どもや若者の未来を育む	・ 国内外を問わず、知識や考え方、人とのつながりを広げる。 ・ 子どもたちが自由に考えられ、尚且つ、多様性に触れられる機会を創出することで、自立するための資質や能力を伸ばす。
④ 市外へ魅力を発信し、市の知名度を上げる	・ ①～③を発信して、移住と観光を促進する。

基本方針をもとに、市制70周年市民検討委員会(以下、「市民検討委員会」という)(※)にて、以下の通りキャッチコピーを検討・決定しました。

※市民検討委員会…市制70周年記念事業の実施にあたり、市が設置した市内在住・在勤の10代から40代の方で構成される委員会です。

キャッチコピーは、市制70周年記念事業の「基本方針」を市民にわかりやすく伝え、事業を身近に感じてもらうために設定したものです。

キャッチコピー	込めた思い
市民の「わ」でつくる とこなめし 魅力創造都市	「わ」には、市民が仲を深め合う「和」、対話をする「話」、そこから繋がりをもち協力し合う「輪」、これらが融合したときにできる、住みやすく魅力ある環境の「環」という4つの意味があります。 市民自ら、この4つの「わ」で住み続けたい魅力創造都市＝常滑市をつくってほしいという思いを込めました。

3. 実施期間

2024(令和6)年4月1日から2025(令和7)年3月31日までの間に実施する事業です。

※2024(令和6)年4月1日より前に事業の準備を行うことは可能です。

4. 応募できる団体

次の要件を全て満たしている団体が応募できます。

- (1) 団体の活動拠点が市内にあること。法人の場合は、本店または支店が市内にあること。
- (2) 法令などに違反する活動及び公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (3) 法人格を有しない団体であるときは、次の全てに該当すること。
 - ① 団体のきまり(会則、規約、定款など)があること。
 - ② 5人以上で組織され、うち半数以上が常滑市内に在住、在勤または在学する個人であること。
 - ③ 未成年者のみで構成される団体は、団体の結成及び本事業への応募について構成員全員が親権者の同意を得られていること。

5. 対象となる事業

次の要件を全て満たしている事業を対象とします。

- (1) 市制 70 周年を特別に記念する事業
- (2) 将来のまちづくりや地域の発展につながることを目指している事業
- (3) 基本方針のいずれかに該当する事業
- (4) 不特定多数の市民が参加できる事業
- (5) 市内で実施する事業(原則)

ただし、次に掲げる事業及び事業完了後に維持管理が必要になる事業は除きます。

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 政治・宗教活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) 法令などに違反し、または違反するおそれがあると認められる事業
- (5) その他市長または市民検討委員会が適当でないとする事業

6. 採択事業数及び事業費

事業区分	市負担金	採択事業数
大規模事業	500万円超から 2,500万円まで	1事業(原則)
中規模事業	500万円以下	1事業(原則)

※1) 市負担金とは、市から事業団体に対して支払う負担金のことです。

※2) 市負担金を超えて事業を実施する場合は、自己資金などで補完してください。

※3) 応募できる事業は、1団体につき、「大規模事業」または「中規模事業」の、どちらか1つです。

※4) 大規模事業・中規模事業とは別に、「みんなで作る記念事業(※)」を7月中旬(予定)に募集します。

※「みんなで作る記念事業」…小中学生が発案したイベントなどの提案を市内の団体や事業者が実現する事業。「大規模事業」・「中規模事業」の当落に関係なく、「みんなで作る記念事業」に応募できます。

7. 市負担金の対象経費

市負担金の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要な経費のうち2024(令和6)年度に支出するものです。次に掲げる費用とします。

対象経費	内 容
報償費	講師、専門家などの招聘に対する謝金など
旅費	講師、専門家などの招聘に係る交通費及び宿泊費など
消耗品費	文具、事務用品類、啓発用配布物、衛生用品、清掃用具などの購入費など(金額が10万円未満、または使用可能期間が1年以内のもの)
食材など	バザーなどで使用する食材は、購入したものを材料として加工するものが対象。購入したものをそのまま配布する場合は対象外。
燃料費	機材、車両などの燃料費など
印刷製本費	パンフレット、ポスター、冊子などの印刷代、資料などのコピー代など
光熱費	電気代、ガス代、水道代など
通信運搬費	案内文書、物品などの郵送料・配送料、備品、機器などの運搬料など
広告料	新聞、雑誌、テレビなどへの広告料など
保険料	参加者、スタッフ、物品などに対する保険料など
委託費	会場設営業務、警備業務、看板製作・設置などの業務に伴う委託料など
使用料及び賃借料	会場使用料、機材借上料など
その他	事業を実施するために市長が必要と認める経費

※ 市負担金の額は、申請した額になるとは限りません。

8. 応募方法

(1) 受付期間

2023(令和5)年4月14日(金)から5月31日(水)17:00まで

(2) 書類の提出方法

下記メールアドレス宛てに「p.4(4)提出書類の一覧」の書類等をメールで提出してください。

件名を、「【70周年】書類の提出について」としてください。

メール送信後、必ず提出書類を送った旨を電話でお知らせしてください。

・メールアドレス kikaku@city.tokoname.lg.jp

・電話 0569-47-6111(直通)(平日8:30~17:15)

(3) 提出にかかる留意事項

- ① 応募に要する費用は全て応募団体の負担となります。
- ② 提出された応募書類及び関係書類は返却いたしません。

(4) 提出書類の一覧 ※市のホームページからダウンロードできます。

	書類名など	留意事項
I	(様式1-1)申込書	・ <u>法人格を有しない団体</u> は、この様式の申込書を提出してください。 ・Word のまま提出してください。
II	(様式1-2)申込書	・ <u>法人格のある団体のみ</u> 、この様式の申込書を提出してください。 ・Word のまま提出してください。
III	(様式1-3)団体名簿	・提出時における団体構成員の名簿を提出してください。 ・法人格のある団体は提出不要です。
IV	団体のきまりの写し (会則、規約、定款など)	・最新のもの、PDF で提出してください。 ・法人格のある団体は提出不要です。
V	(様式2)事業計画書	・書類審査・プレゼンテーション審査の審査対象となるものです。提出後、疑問点を問い合わせる場合があります。 ・Word のまま提出してください。
VI	(様式3)収支予算書	・書類審査・プレゼンテーション審査の審査対象となるものです。提出後、疑問点を問い合わせる場合があります。 ・Excel のまま提出してください。
VII	事業内容が分かる <u>1分以内</u> の動画の URL	・動画は YouTube にアップロードして、その URL をメールで送ってください。 ・その他の詳細な内容は、p.5「10.選考方法 (4)投票について」の②、③、⑦を参照してください。 ※「VII 動画」または「VIII 写真・イラスト」は、どちらか一方のみ提出してください。
VIII	(様式4)写真・イラスト 提出のレポート	・詳細な内容は、p.5「10.選考方法 (4)投票について」の④～⑦を参照してください。 ※「VII 動画」または「VIII 写真・イラスト」は、どちらか一方のみ提出してください。
IX	プレゼンテーションで 用いる資料 (パンフレットなども含む。)	・提出は任意です。 ・事業計画書など他資料との齟齬がないように作成してください。 ・その他の詳細は、p.6「10.選考方法 (5)プレゼンテーション審査について」を参照してください。

9. 質問の受付

(1) 質問の受付期間

2023(令和5)年4月26日(水)17:00まで

(2) 問い合わせ方法

下記メールアドレス宛てにメールで提出してください。

件名を、「【70周年】質問事項について」としてください。

メール送信後、必ず質問内容を送った旨を電話でお知らせしてください。

・メールアドレス kikaku@city.tokoname.lg.jp

・電話 0569-47-6111(直通)(平日8:30~17:15)

(3) 質問と回答の公開

提出された質問とその回答は、質問者を特定できないようにした上で、5月2日(火)に市のホームページに掲載します。

※事業の申込状況は、回答しません。

10. 選考方法

(1) スケジュール

4月14日(金)～4月26日(水)	質問受付期間
5月 2日(火)	質問と回答をホームページで公開
4月14日(金)～5月 31日(水)	事業の募集期間
6月 5日(月)	提案事業の事前審査
6月15日(木)	提案内容の疑問点を団体に通知
6月23日(金)	疑問点の回答提出 〆切
6月12日(月)～6月25日(日)	小中学生及びLINE投票
7月 2日(日)	プレゼンテーション審査
7月 5日(水)予定	事業を決定(結果を通知)

(2) 事前審査について

- ① 提出書類に基づき、事前の確認・審査を行います。
- ② 応募団体が多い場合は、提出書類に基づき、絞り込みを行う場合があります。
- ③ 必要に応じて、応募団体の担当者に質疑を行う場合があります。

(3) 疑問点の通知及びその回答について

- ① 事前確認・審査で生じた疑問点を、プレゼンテーション審査の前に応募団体に通知します。
- ② 疑問点に対する回答を6月23日(金)までに下記メールアドレス宛てにメールで提出してください。
件名を、「【70周年】疑問点の回答について」としてください。
メール送信後、必ず疑問点の回答を送った旨を電話でお知らせしてください。
・メールアドレス kikaku@city.tokoname.lg.jp
・電話 0569-47-6111(直通)(平日8:30～17:15)

(4) 投票について

- ① 提出された動画(またはレポート)に基づき、小学校5・6年生及び中学生の投票、市公式 LINE を用いた市民投票を行います。
- ② 動画では、団体名、事業名、事業内容、まちづくりへの効果について、1分以内で説明してください。
- ③ 動画には、必要に応じて、テロップ、音声などを入れてください。
- ④ 動画に代えて、写真またはイラストで事業内容などを伝える団体は、「(様式4)写真・イラスト提出のレポート」を提出してください。
- ⑤ 「(様式4)写真・イラスト提出のレポート」は、あらかじめ入力してある文字のフォントや大きさを変えないでください。
- ⑥ 「(様式4)写真・イラスト提出のレポート」は、あらかじめ用意した2つのスライドから1つ選んで作成してください。他の使わなかったスライドは削除してください。

- ⑦ 小中学生による投票や市民投票での事業紹介の順番は、提出書類の受付順とします。(投票期間 6月12日(月)～6月25日(日))



(5) プレゼンテーション審査について

- ① 審査員は、市民検討委員会の委員10人です。
- ② 審査員が各自採点し、最高点と最低点を除いた、8人の合計点数(1人50点満点×8人=400点満点)を採用します。
※最高点及び最低点をつけた審査員が複数人いた場合は、1人分のみを除いて計算します。
- ③ プレゼンテーションの出席者は1団体につき、5人以内とします。
- ④ 1団体につき、発表5分と質疑応答6分程度です。
- ⑤ プレゼンテーションは提出した資料のみで行うこととし、追加資料の配布は認めません。
- ⑥ プロジェクターの使用は許可しますが、スライドで用いるデータは、提出した資料に基づくものとしてください。(動画など提出した資料からの切り抜きは可とします。)
- ⑦ プレゼンテーション審査は非公開で行いますが、ホームページ・広報用に写真を撮影する場合があります。

(6) 審査項目について

プレゼンテーション審査では、下の審査項目表を用いて審査します。

「(様式2)事業計画書」、「(様式3)収支予算書」など審査の対象となる提出物は、審査項目表を意識して作成してください。

【審査項目表】

審査項目	審査のポイント
① 市制70周年記念事業にふさわしいものか	事業を通じて、地域や世代間の絆を深め、今後の地域活動につながるか
② 将来のまちづくりや地域の発展への貢献	将来にわたって効果をもたらすか
③ 基本方針との整合性	基本方針(p.1を参照)と整合性がとれているか
④ 市民の参加、協働の程度	不特定多数の市民が参加できるか
⑤ 事業の実現性	事業計画や収支予算書が十分に練られているか

採点のイメージ

- 10点 : 大変優れている
- 8点 : 優れている
- 5点 : 普通
- 2点 : 劣っている
- 0点 : 大変劣っている

(7) 採択事業の決定方法について

- ① 小中学生による投票(100点満点)+市民投票(100点満点)+市民検討委員会の審査(400点満点)の計600点満点で、合計点数が高い事業を採択事業とします。
- ② 小中学生と市民投票による点数は、提案された事業の得票率に応じて、各事業に加点します。
- ③ 合計点数が同じ場合、委員の採点で最低点が最も高い提案を採択事業とします。
- ④ 採択事業が実施できなかった場合に備えて、次点も特定します。
- ⑤ 合計点数が5割に満たない場合は、提案事業が1事業しかない場合でも、採択しません。

11. 選考結果について

2023(令和5)年7月5日(水)(予定)に、プレゼンテーション審査に参加した団体にメールで通知します。

採択事業はホームページや広報で公表します。

12. 契約・市負担金の支払いについて

- (1) 事業採択後、提案団体は事業の詳細を検討した上で対象経費の精査などを行い、市と協議の上、基本協定書を締結します。
- (2) 事業の実施年度(2024(令和6)年度)には、市の予算成立にあわせて、市と事業実施に係る契約を結び、事業を実施していただきます。
ただし、本市議会において市の予算の減額若しくは否決があったときは、実施の効力を失います。この場合において、協定書の変更又は解除をすることがあります。
- (3) 市負担金の支払いは、原則、事業完了後です。なお、事業完了にあわせて、実績報告書の提出が必要です。
- (4) 事業の実施にあたり、準備などの事業費(支出)が必要な場合は、市負担金の前払いなどの協議に応じます(令和6年度に限る)。

13. 留意事項

- (1) 市負担金について、以下の点に留意してください。
 - ① 虚偽の計画、その他不正の手段により市負担金を受領したとき、目的外使用したとき、募集要項に記載している規定に違反したときなどは、返還を求めます。
 - ② 応募時点から、事業区分を変更することはできません。
 - ③ 事業採択時に決定した市負担金額は増額しません。
事業採択後から事業完了までの間に、財団など関係団体の他、国・県(直接・間接)の補助金によって、新たな財源が確保できた場合には、それを考慮した金額を市負担金とします。

- (2) 事業による成果品の所有権は常滑市に帰属します。
- (3) 募集要項の内容や審査結果について、錯誤などを理由に異議を申し立てることはできません。
- (4) メールの通信事故で、期日までに提出書類を送信できなかったとしても、市は責任を負いません。

